

資料 1

(子育て支援課)

こども誰でも通園制度の認可について

認可について

「児童福祉法」では、こども誰でも通園制度の認可を行う場合、審議会の意見を伺うことが規定されています。

八潮市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者 の審査結果について

1 対象事業者

市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育施設（以下、「保育所等」という。）を運営する又は令和8年度に運営を予定している法人

2 募集対象エリア

八潮市全域

3 募集期間

令和7年9月1日～9月30日

4 事業開始

令和8年4月1日～

5 応募件数

1件

6 審査結果

別紙のとおり

審査結果調書

申請者：学校法人 柴学園

施設名：認定こども園しおどめの森

所在地：八潮市木曾根1041番地2

1 事業内容

(1) 実施場所 認定こども園しおどめの森 0歳児室

(2) 事業の種類 一般型（在園児合同型）

(3) 開所曜日 月、火、水、木、金

(4) 実施時間 8時30分～12時30分

(5) 定員

0歳	1歳	2歳	合計
2名	2名	2名	6名

2 審査結果

(1) 審査結果 適

(2) 主な審査項目

項目		適・否
1	条例第21条（設備基準） ○【0～1歳児】乳児室：1.65 m ² /人 又は ほふく室：3.3 m ² /人 ○【2歳児】保育室又は遊戯室：1.98 m ² /人	適
2	条例第22条（職員配置基準） ○【0歳児】3：1 ○【1～2歳児】6：1	適